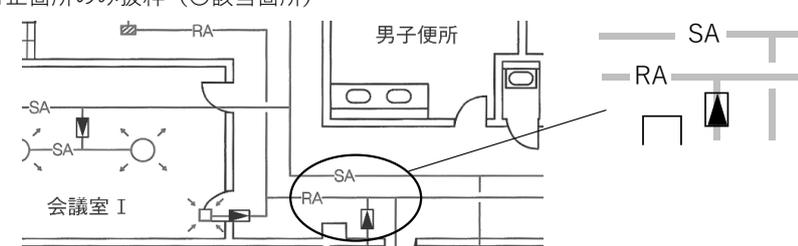
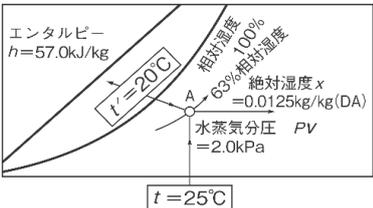
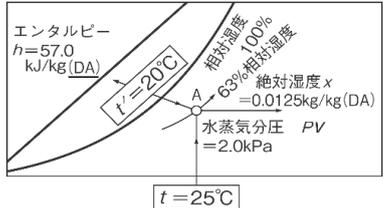
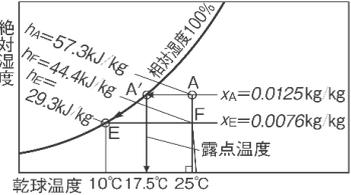
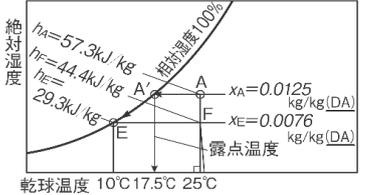
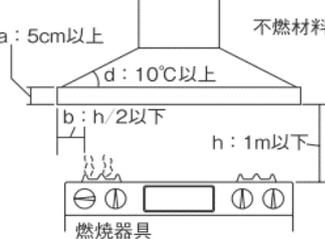
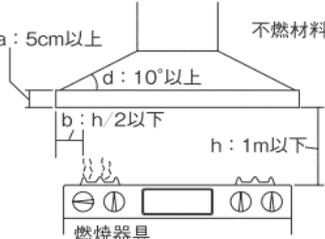


巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正																				
上	29	1.3.5	表1-3-5(1)	1994（平成6）1 阪神淡路大震災	1995（平成7）1 阪神淡路大震災																				
上	36	1.4.2	下から6行目	（4）帳簿書類，図面類の保管	（4）帳簿書類，図面類等の保管																				
上	36	1.4.2	下から4～1行目	<p>・・・。保存年限は維持管理の帳簿書類が5年間，図面類は永久保存である。法令上は所有者等の義務であるが，一般には建築物環境衛生管理技術者がその任に当たる。帳簿書類等の内訳は表1-4-2(2)，表1-4-2(3)のとおりである。</p>	<p>・・・。保存年限は維持管理の帳簿書類（表1-4-2(2)参照）が5年間，図面類（表1-4-2(3)参照）は永久保存である。</p> <p>なお，建築物環境衛生管理技術者が2以上の特定建築物の管理技術者を兼ねる場合は，兼任しても建築物環境衛生管理技術者としての業務遂行に支障がないことを特定建築物所有者等が確認した書面（特定建築物維持管理権原者の意見を聴取した場合は当該意見の内容を含む。）の保存が必要となり，保存期間は当該管理技術者を選任している間となる。</p> <p>また，兼任するもう一方の特定建築物所有者等から提供される書面を添付した上で保管することが望ましい。</p>																				
上	55	2.1.3	表2-1-3(1)	<p>●第1条学校等</p> <p>学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学および高等専門学校），学校教育法第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校その他，各種学校類似の教育を行うもの，および国，地方公共団体，会社等がその職員の研修を行うための施設（研修所）が含まれる。また，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が含まれる。</p> <p>●第1条学校等以外の学校（研修所を含む）</p>	<p>●第1条学校等</p> <p>学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学および高等専門学校），および，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が含まれる。</p> <p>●第1条学校等以外の学校（研修所を含む）</p> <p>学校教育法第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校その他，各種学校類似の教育を行うもの，および国，地方公共団体，会社等がその職員の研修を行うための施設（研修所）が含まれる。</p>																				
上	57	2.1.4	表2-1-4(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粉じんの量</td> <td>0.15mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素の含有率</td> <td>6ppm以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素の含有率</td> <td>1,000ppm以下</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	管理基準	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	一酸化炭素の含有率	6ppm以下	二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下	温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊粉じんの量</td> <td>0.15mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素の含有率</td> <td>6ppm以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素の含有率</td> <td>1,000ppm以下</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	管理基準	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	一酸化炭素の含有率	6ppm以下	二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下	温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと
項目	管理基準																								
浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下																								
一酸化炭素の含有率	6ppm以下																								
二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下																								
温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと																								
項目	管理基準																								
浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下																								
一酸化炭素の含有率	6ppm以下																								
二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下																								
温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室における温度を外気温より低くする場合はその差を著しくしないこと																								
上	58	2.1.4	上から12～15行目	<p>一酸化炭素の人体への影響を考慮し，基準値は10ppm以下と定められている。しかし，大気中の一酸化炭素含有率が10ppm以上の状態にあり，建築物の用途上の特性と相まって，基準以下の保持が困難な建築物，たとえば地下街等の場合は，特例として20ppmまで認められている。</p>	<p>一酸化炭素の人体への影響を考慮し，基準値は6ppm以下と定められている。</p>																				
上	58	2.1.4	下から14行目	<p>温度については，居室の温度を17℃以上28℃以下に保つこと，・・・</p>	<p>温度については，居室の温度を18℃以上28℃以下に保つこと，・・・</p>																				
上	58	2.1.4	側注	<p>※また，快適温度は季節により異なるものであり，冬期には17～23℃，・・・</p>	<p>※また，快適温度は季節により異なるものであり，冬期には18～23℃，・・・</p>																				

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
上	65	2.1.6	上から11～18行 目	厚生労働省令で定める選任の方法は、次のとおりである。 ①特定建築物ごとに選任しなければならない。 ②同時に2以上の特定建築物について建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、2以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、特定用途に供される部分の延べ面積、所有者、維持管理について権限を有する者等の状況などからみて、2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となっても職務遂行上支障がないときは、この限りでない。	厚生労働省令第5条で定める選任の方法は、次のとおりである。 ① <u>特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。</u> ② <u>特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。</u> ③ <u>前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。</u> ④ <u>特定建築物所有者等は、第2項（前項において準用する場合を含む。第20条第1項第3号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。</u>
上	68	2.1.7	上から3～5行目	③その他維持管理に関して環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類。 なお、保存期間は①と③については5年、②は当該建築物が解体されるまで永久保存である。	③ <u>建築物環境衛生管理技術者が2以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて確認を行った場合は、その結果（意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面。</u> ④その他維持管理に関して環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類。 なお、保存期間は①と④については5年、②は当該建築物が解体されるまで永久、③については当該管理技術者を選任している間保存しなければならない。
上	77	2.2.1	表2-2-1(2) 概要欄	2. 一定の事業場には、（中略）衛生委員会または安全委員会を置かなくてはならない。	2. 一定の事業場には、（中略）衛生委員会または安全衛生委員会を置かなくてはならない。
上	77	2.2.1	表2-2-1(2) 概要欄	3. 事業者は、機械などによる危険、爆発性、発火性、引火性の物などによる危険や、電気、熱その他のエネルギーによる危険を防止するとともに、ガス、粉じん、酸素欠乏空気などによる健康被害の防止のため必要な措置を講じなければならない。	3. 事業者は、 <u>労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。</u>
上	77	2.2.1	表2-2-1(2) 関連規則等欄	⑤室の作業面の照度は次の基準に適合するものでなければならない。	⑤室の作業面の照度は次の基準に適合するものでなければならない [※] 。
上	77	2.2.1	側注の追加①	新規作成 （上段にて加筆した [※] の詳細）	<u>※令和3年12月1日厚生労働省令第188号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生基準規則の一部を改正する省令」により、次のとおり改正されている（施行日：令和4年12月1日）。</u> <u>一般的な事務作業 300ルクス以上</u> <u>付随的な事務作業 150ルクス以上</u> なお、個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正								
上	86	2.3.3	下から6行目	・・・地方支部局である7カ所の地方環境事務所が	・・・地方支部局である <u>8</u> カ所の地方環境事務所が								
上	115	3.1.5	上から17行目	・・・。紫外線は、体内のビタミンAをビタミンDに変える作用があり、・・・	・・・。紫外線は、ビタミンDを生成する作用があり、・・・								
上	151	3.3.7	側注 ◎積層ゴム支承	・・・低減させる。	・・・低減させる。積層ゴム支承には、鉛プラグ入り積層ゴムや高減衰積層ゴムのよう に振動エネルギーを吸収するものもある。								
上	151	3.3.7	下から4行目	免震装置としては、鉛入り積層ゴムと・・・	免震装置としては、鉛プラグ入り積層ゴムと・・・								
上	152	3.3.7	側注◎パッシブコントロール	・・・あらかじめバネおよび減衰等を調整した装置（積層ゴム等）を取り付ける方法。	・・・あらかじめバネおよび減衰等を調整した装置を取り付ける方法。								
上	167	3.5.1	図3-5-1(3)	※訂正箇所のみ抜粋（○該当箇所） 									
上	168	3.5.2	上から18行目	・・・。また1,000kWの発電機は、毎秒1,000kWのエネルギー消	・・・。また1,000kWの発電機は、毎秒1,000kJのエネルギー消								
上	205	3.6.1	下から7行目	の事前の調整が必要である。また、安全区画としての空間が、他の用途空間に転用される可能性があり注意が必要となる。排煙計画では・・・	の事前の調整が必要である。排煙計画では・・・								
上	214	3.6.1	下から8行目	・・・給気経路を設けないと避難扉の開閉	・・・給気経路を設けないと避難扉の開閉								
上	306	巻末		新 建築物の環境衛生管理 平成30年3月	新 建築物の環境衛生管理 平成 <u>31</u> 年3月								
中	11	4.1.4	表4-1-4(1)	※正（訂正箇所のみ抜粋） 表4-1-4(1) 事務室における環境の基準 （事務所衛生基準規則 厚生労働省令第29号 令和4年3月1日） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">衛 生 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室の気温</td> <td>空気調和有 18～28℃</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>照明 ※</td> <td>精密作業 300lx 以上 普通作業 150lx 以上 粗作業 70lx 以上</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	衛 生 基 準	室の気温	空気調和有 18～28℃	（略）		照明 ※	精密作業 300lx 以上 普通作業 150lx 以上 粗作業 70lx 以上
項 目	衛 生 基 準												
室の気温	空気調和有 18～28℃												
（略）													
照明 ※	精密作業 300lx 以上 普通作業 150lx 以上 粗作業 70lx 以上												
中	11	4.1.4	側注の追加	新規作成 （上段にて加筆した※の詳細）	本訂正表2ページ目「上巻77ページ2.2.1 側注の追加①」と同内容を挿入								
中	23	4.2.2	下から5行目	・・・，温度設定は17～28℃と定められてい	・・・，温度設定は <u>18</u> ～28℃と定められてい								
中	37	4.3.1	表4-3-1(5)	※正（訂正箇所のみ抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">法律等</th> <th style="width: 33%;">基準値</th> <th style="width: 33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物衛生法</td> <td>6ppm</td> <td>空気調和設備または機械換気設備を備えた居室</td> </tr> </tbody> </table>		法律等	基準値	備考	建築物衛生法	6ppm	空気調和設備または機械換気設備を備えた居室		
法律等	基準値	備考											
建築物衛生法	6ppm	空気調和設備または機械換気設備を備えた居室											
中	47	4.3.2	下から17行目	・・・，国民の3割程度が何らかのアレル	・・・，国民の <u>5</u> 割程度が何らかのアレル								
中	49	4.3.2	下から5行目	であり、耐熱材として使用された。・・・	であり、 <u>断熱材</u> として使用された。・・・								
中	65	4.5.3	表4-5-3(1)	表下に注意書きの追加	本訂正表2ページ目「上巻77ページ2.2.1「側注の追加①」と同内容を挿入								
中	68	4.5.4	下から7行目	年7年12日に厚生労働省から・・・	年7月12日に厚生労働省から・・・								
中	78	4.6.4	図4-6-4(2) 文献番号追加	図4-6-4(2) 放射線被曝の早見図	図4-6-4(2) 放射線被曝の早見図 ¹⁹⁾								
中	107	4.8.4	下から14行目	クリプトスポリジウム等対策指針」を定め、・・・	クリプトスポリジウム等対策指針」 <u>※</u> を定め、・・・								
中	107	4.8.4	側注の追加	新規作成 （上段にて加筆した※の詳細）	※令和元年5月29日薬生水初0529第1号により一部改正								

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
中	109	4.8.4	上から8～10行目	ろ過池またはろ過膜（以下、ろ過池等）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。	以下のいずれかの施設を整備すること。 ①ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）であって、ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なもの。 ②ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備であって、以下の要件を満たすもの。 a.クリプトスポリジウム等を99.9%以上不活化できる紫外線処理設備であること。 b.十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。 c.ろ過池等の出口の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること。
中	111	4章引用文献	18) の次	19) 放射線医学総合研究所：放射線被ばくの早見図 https://www.nirs.qst.go.jp/data/pdf/hayamizu/j/20180516.pdf	
中	122	5.1.1	式 (10)	$\tau = \frac{\rho_p d_p C_c}{18\mu}$	$\tau = \frac{\rho_p d_p^2 C_c}{18\mu}$
中	130	5.1.2	図5-1-2(6)	図5-1-2(6) 熱貫流率 ⁴⁾ $q = K(\theta_i - \theta_o)$	図5-1-2(6) 熱貫流率 $q = U(\theta_i - \theta_o)$
中	138	5.1.4	図5-1-4(2)		
中	138	5.1.4	上から4行目	・・・，比エンタルピー（57.0kJ/kg）といった	・・・，比エンタルピー（57.0kJ/kg(DA)）といった
中	138	5.1.4	図5-1-4(3)		
中	138	5.1.4	下から17行目	その場所での飽和水蒸気量が減少し、・・・	その場所での飽和水蒸気圧が減少し、・・・
中	144	5.1.5	図5-1-5(4)		
中	145	5.1.6	下から11行目	建築物衛生法による室温の管理基準値は17～28°Cである。	建築物衛生法による室温の管理基準値は18～28°Cである。
中	152	5.1.9	上から3～5行目	建築物衛生法の管理基準値は10ppm以下である。特例として、外気が10ppmを超え、かつその浄化が困難な場合は20ppm以下とされている。	建築物衛生法の管理基準値は6 ppm以下である。

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
中	174	5.2.1	表5-2-1(2)	※訂正箇所のみ抜粋 分散設置ヒートポンプPAC+中央式外調機方式 射体蓄熱方式 デシカント空調方式	分散設置ヒートポンプPAC+中央式外調機方式 躯体蓄熱方式 デシカント空調方式
中	176	5.2.1	上から7行目	の定圧比熱 [kJ/kg(DA)・K] であり、通常の空調計算の範囲・・・	の定圧比熱 [kJ/_(kg(DA)・K)] であり、通常の空調計算の範囲・・・
中	210	5.2.1	上から17行目	・・・シリカゲルなどの個体吸着剤	・・・シリカゲルなどの 固体 吸着剤
中	237	5.2.2	下から5～4行目	更に、空調設備を設けている場合の空気環境の調整に関しては、建築基準法並びに建築物衛生法において、・・・	更に、空調設備を設けている場合の空気環境の調整に関しては、建築物衛生法において、・・・
中	237	5.2.2	側注◎建築基準法における「シックハウス対策」下から4行目～	・・・住宅等の居室＝換気回数0.5回以上、住宅以外の居室＝換気回数0.3回以上、と規定されている・・・。	・・・住宅等の居室＝換気回数0.5回/h以上、住宅以外の居室＝換気回数0.3回/h以上、と規定されている・・・。
中	238	5.2.2	表5-2-2(1)	令129条の2の6：換気設備	令129条の2の <u>5</u> ：換気設備
中	239	5.2.2	表5-2-2(2)	※正（訂正箇所のみ抜粋） 浮遊粉じんの量 一酸化炭素の含有率 二酸化炭素の含有率 温度	空気1m ³ につき0.15mg以下 6/1,000,000以下 1,000/1,000,000以下 1) 18℃以上28℃以下
中	251	5.2.3	表5-2-3(4)	※正（訂正箇所のみ抜粋） 防災設備点検 (年2回消防法)	●機能:自動火災報知器,消火器,排煙口,シャッター扉,たれ壁,ダンパ,非常火災ベル等
中	255	5.2.3	表5-2-3(8)	※正（訂正箇所のみ抜粋） 項目 状態 原因 対応 冷房時室温 室温が下がらない 制御系異常 制御装置の動作確認、サーモ設定値修正 送風量過小 ダンパの開度の調整、フィルタの洗浄 熱源能力が不足 ボイラ、冷凍機、熱交換器ポンプ等の点検修理	
中	270	5.3.3	表5-3-3(3)	機種 K ・デジタル粉じん計LD-2型、LD-21型、LD-3B、3C型、LD-5型、LD-3S型、LD-5R型 ・光散乱デジタル粉じん計3431型、3432型、3442型 校正係数は、厚生科学研究費補助金による研究等に基づいて求められた値。	機種 K ・デジタル粉じん計LD-21型、LD-3B、3C型、LD-5型、LD-3S型、LD-5R型 ・光散乱デジタル粉じん計3432型、3442型 校正係数は、厚生科学研究費補助金による研究等に基づいて求められた値。
中	364	6.2.1	上から2行目	所用の改正（平成30年4月1日施行）により合計118項目が定められて	所用の改正（ <u>令和3年</u> 4月1日施行）により合計 <u>114</u> 項目が定められて
中	364	6.2.1	下から4行目	平成26年4月1日から「亜硝酸窒素」を追加し・・・	平成26年4月1日から「 <u>亜硝酸態窒素</u> 」を追加し・・・
中	364	6.2.1	下から1行目	る基準を0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に強化した（表6-2-1（3））。	る基準を0.2mg/L以下から0.03mg/L以下に、 <u>令和2年</u> 4月1日から「 <u>六価クロム化合物</u> 」に係る基準を0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に強化した（表6-2-1（3））。
中	367	6.2.1	表6-2-1(5) 表タイトル	表6-2-1(5) 水質管理目標設定項目（平成27年4月1日施行）	表6-2-1(5) 水質管理目標設定項目（ <u>令和3年</u> 4月1日適用）
中	367	6.2.1	表6-2-1(5)	※正（訂正箇所のみ抜粋） 30 アルミニウム及びその化合物 アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下 <u>31</u> <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタネン酸（PFOA）</u> PFOS及びPFOAの量の和として0.0005mg/L（暫定） 注）対象農業は <u>114</u> 物質（ <u>令和3年</u> 4月1日適用） <u>4</u> 番、 <u>6</u> 番、 <u>7</u> 番、 <u>11</u> 番は欠番	
中	380	6.2.3	下から15行目	・・・、特定建築物維持管理権限者は、毎年1回以上、定期に行わなければ・・・	・・・、特定建築物維持管理権限者は、 <u>1年以内</u> ごとに <u>1回</u> 、定期に行わなければ・・・
中	382	6.2.3	下から1行目	毎年1回以上、定期に行わなければ・・・	<u>1年以内</u> ごとに <u>1回</u> 、定期に行わなければ・・・

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正												
中	393	6.3.2	図6-3-2(7)	<p>屋上で横引きが長いと*の部分で水柱分離が起こりやすい</p> <p>高置水槽</p> <p>揚水ポンプ</p> <p>屋上で横引きが短いので起こりにくい</p>	<p>はと小屋 高置水槽</p> <p>屋上で横引きが長いと*の部分で水柱分離が起こりやすい</p> <p>揚水ポンプ</p> <p>屋上で横引きが短いので起こりにくい</p>												
中	407	6.3.6	上から8行目	通気管は2m ³ 以上の貯水槽に・・・	通気管は有効容量2m ³ 以上の貯水槽に・・・												
中	413	6.3.7	表6-3-7(2) 表タイトル	表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度	表6-3-7(2) ポンプの定期点検項目と点検頻度 (例)												
中	422	6.4.3	表6-4-3(1) 種別	第1種圧力容量	第1種圧力容器												
中	426	6.4.5	表6-4-5(1)	<p>※訂正箇所のみ抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加熱装置の名称</th> <th>熱源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瞬間湯沸器などの給湯機</td> <td>ガス 灯油 電気</td> </tr> <tr> <td>貯蔵式湯沸器</td> <td>ガス 電気 蒸気</td> </tr> </tbody> </table>	加熱装置の名称	熱源	瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気	貯蔵式湯沸器	ガス 電気 蒸気	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加熱装置の名称</th> <th>熱源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瞬間湯沸器などの給湯機</td> <td>ガス 灯油 電気</td> </tr> <tr> <td>貯蔵式湯沸器</td> <td>ガス 電気</td> </tr> </tbody> </table>	加熱装置の名称	熱源	瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気	貯蔵式湯沸器	ガス 電気
加熱装置の名称	熱源																
瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気																
貯蔵式湯沸器	ガス 電気 蒸気																
加熱装置の名称	熱源																
瞬間湯沸器などの給湯機	ガス 灯油 電気																
貯蔵式湯沸器	ガス 電気																
中	430	6.4.6	側注	◎一過式配管	◎一管式配管												
中	430	6.4.6	下から8行目	て多く使用されている。一過式配管 [◎] や・・・	て多く使用されている。一管式配管 [◎] や・・・												
中	444	6.5.2	表6-5-2(4)	<p>※正（訂正箇所のみ抜粋）</p> <p>(6) ろ過装置 ろ過速度の適正化。 ろ材の洗浄が適切に行われていることを、損失水頭やろ過水質により点検する。</p>	<p>(6) ろ過装置 ろ層の閉塞状況の点検。 機器(弁類)を点検する。 ろ材を点検する。</p>												
中	446	6.5.3	上から2行目	・・・水景・清掃用水に使用する場合は、・・・	・・・修景・清掃用水に使用する場合は、・・・												
中	470	6.7.1	上から8行目	4) 毛管現象	4) 毛細管現象(毛管現象ともいう)												
中	470	6.7.1	上から9行目	・・・毛髪が引っ掛かると、毛管現象で・・・	・・・毛髪が引っ掛かると、毛細管現象で・・・												
中	500	6.8.2	図6-8-2(1)	<p>※訂正箇所のみ抜粋</p> <p>給水装置 負圧破壊装置</p> <p>加圧装置</p>	<p>加圧装置の矢印の位置の修正</p> <p>給水装置 負圧破壊装置</p> <p>加圧装置</p>												
中	520	6.9.1	表6-9-1(2)	<p>※正（訂正箇所のみ抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>SS [mg/L]</th> <th>50～100</th> <th>300～600</th> <th>600未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>n-Hex [mg/L]</td> <td>50～10</td> <td>150～200</td> <td>30未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京都の例。自治体の条例等で定められている。</p>	SS [mg/L]	50～100	300～600	600未満	n-Hex [mg/L]	50～10	150～200	30未満					
SS [mg/L]	50～100	300～600	600未満														
n-Hex [mg/L]	50～10	150～200	30未満														
下	10	7.1.1	下から9行目	省令第47号「職業能力開発促進法施工規則等の一部を・・・	省令第47号「職業能力開発促進法施行規則等の一部を・・・												
下	108	7.6.1	側注 ●原単位	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積1m ² 当たりの発生量」であり、その単位はkg/m ² ・年が用いられる。なお、発生量が多い場合はkg/m ² ・日、また重量の代わりに容量で示すL/m ² ・日が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員1人当たり」、「乗降客1人当たり」が使用され、その単位はkg/人・年が用いられる。	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、最も一般的に使用される原単位は、建築物の「床面積1m ² 当たりの発生量」であり、その単位はkg/(m ² ・年)が用いられる。なお、発生量が多い場合はkg/(m ² ・日)、また重量の代わりに容量で示すL/(m ² ・日)が用いられる。その他、人の利用者数で廃棄物発生量に大きく左右される図書館や駅舎は、それぞれ「在館人員1人当たり」、「乗降客1人当たり」が使用され、その単位はkg/(人・年)が用いられる。												
下	121	7.6.2	下から8～7行目	・・・の容積質量値250kg/m ³ に対して、建築物における廃棄物は・・・	・・・の容積質量値250kg/m ³ に対して、事務所建築物における廃棄物は・・・												
下	260	9.2.3	下から12行目	・・・, 一般的には施工者が瑕疵担保責任	・・・, 一般的には施工者が契約不適合責任												